

市町村が実施する創業支援事業（羅臼町）

創業支援事業の目標

当町ではこれまでワンストップ相談窓口を設けておらず、羅臼町商工会の他、羅臼漁業協同組合や知床羅臼町観光協会等の産業団体における平成26年度の窓口相談者数4件、創業者数2件であったため、当町の創業支援担当者を明確にするとともに、ワンストップ相談窓口を設置し、本計画に基づく本町の事業実施により、平成26年度実績の50%増の支援対象者数6件、創業者数3件を目標とする。

（目標数）

- ・創業支援対象者数6件
- ・創業者数3件

創業支援事業の内容及び実施方法

（1）創業支援事業の内容

<ワンストップ相談窓口の設置>

町産業課にワンストップ相談窓口を設け、創業支援担当者各1名を配置する。

羅臼町の窓口では、国、北海道、羅臼町の支援施策を紹介できるようにするとともに、町内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、紹介できるようにし、羅臼町ホームページに支援施策や支援機関の創業支援情報を掲載する。

また、羅臼町内での創業支援情報を定期的に広報し、創業希望者からの相談内容に応じて支援事業の情報提供及び支援事業の活用促進を行い、適切な支援機関の窓口や支援事業、町の担当部署などと連携した対応を行う。

創業希望者の相談内容、事業内容や希望を踏まえ、創業に必要な要素別の各創業支援機関は次の役割を踏まえて実施する。

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

1. 地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき）

町産業課は、羅臼町の地域資源である「コンブ」を始めとした海産物、「世界自然遺産である知床」及び「日本最後の秘境ともいわれる雄大かつ貴重な自然」を有した観光資源の有効活用を支援するため、資源提供者、研究機関、販路開拓のネットワークを有する者の紹介を行う。

羅臼漁業協同組合及び知床羅臼町観光協会は、それぞれに持つ専門的見地から地域資源の分析等により、強みの発見、製品化についてのアドバイスを実施する。

2. ターゲット市場の見つけ方

町産業課は、羅臼町商工会、羅臼漁業協同組合及び知床羅臼町観光協会と連携し、市場ニーズの把握、情報提供を行う。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

町産業課は、羅臼町商工会、羅臼漁業協同組合及び知床羅臼町観光協会と連携し、顧客ニーズへの対応、採算性についてアドバイスを実施する。

また、町内における空き家情報（空き家バンク）を活用し、空き店舗等での開業を斡旋し、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。

4. 売れる商品・サービスの作り方

町産業課は、羅臼町商工会、羅臼漁業協同組合及び知床羅臼町観光協会と連携し、商品・サービスに対し、各機関が専門的な知見に基づき強み、弱みを分析してアドバイスを実施する。羅臼町商工会が事業者連携のためのマッチング支援を行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法

町産業課は、羅臼町商工会、羅臼漁業協同組合及び知床羅臼町観光協会と連携し、販路開拓、ターゲット分析、販売方法、価格設定等についてアドバイスを実施する。羅臼町商工会が販路拡大のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達の方法

町産業課は、大地みらい信用金庫及び釧路信用組合と連携し、創業希望者に対してニーズに沿った資金調達の方法についてアドバイスや金融支援を行うとともに、羅臼町が制度融資や利子補給を行う。また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

7. 事業計画書の作り方

町産業課は、羅臼町商工会と連携し、事業計画書の策定について、助言・指導を行う。さらに、大地みらい信用金庫及び釧路信用組合は、創業希望者に対してニーズに沿った事業計画書のブラッシュアップを行うとともに、策定についてアドバイスをを行う。

8. 許認可、手続き

町産業課は、創業の許認可や手続きについてのアドバイス、各関係機関への連絡・紹介を行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

町産業課は、羅臼町商工会、羅臼漁業協同組合及び知床羅臼町観光協会と連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスをを行う。

<創業支援機関との連携>

羅臼町と羅臼町商工会は、創業支援希望者及び創業者の支援状況を把握し、支援した創業希望者のその後の創業状況等について、定期的な情報交換により情報を共有しながら取りまとめ、必要に応じて各支援機関の強みを生かしたフォローアップの対応について連携を図る。

町担当者は、大地みらい信用金庫及び釧路信用組合の支援体制及び支援内容について、情報交換を積極的に行うとともに、町広報誌や町ホームページ等を活用して町内の創業希望者への周知を図る。

<特定創業支援事業について>

町は、相談窓口の設置と専門家による支援（別表2-1）で、1か月以上にわたり4回以上継続的に相談を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓に関するノウハウを習得させる指導を受けたことが報告書等で確認できた者を「特定創業支援事業」を受けたこととする。

特定創業支援事業を受けた者から証明書の発行を求められたときは、支援機関に支援内容の報告書を求め、証明要件を満たしていることを確認のうえ、証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

町は、創業希望者や創業者に対して調査を行い、事業の進捗状況や創業支援事業計画に対する意見等を踏まえて、常に体制を改善していくこととする。

特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。

創業後についても、商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援の継続を行っていくとともに、成功事例については、町広報誌や町ホームページへの掲載など、広くPRする。

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとし、各支援機関にもこの方針を徹底する。

各事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。

(2) 創業支援事業の実施方法

◆創業支援事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1 創業のきっかけづくり支援	
ワンストップ窓口の設置	・羅臼町産業課
2 価値創造支援	
・地域資源の活用支援	・羅臼町産業課 ・羅臼漁業協同組合 ・知床羅臼町観光協会
・ターゲット市場支援 ・ビジネスモデル構築支援 ・商品開発、サービス分析、販売方法、価格設定等の支援	・羅臼町産業課 ・羅臼町商工会 ・羅臼漁業協同組合 ・知床羅臼町観光協会
・資金調達支援	・羅臼町産業課 ・大地みらい信用金庫 ・釧路信用組合
・事業計画策定支援 ・許認可、手続き支援	・羅臼町産業課 ・羅臼町商工会 ・大地みらい信用金庫 ・釧路信用組合
3 創業後支援	・羅臼町産業課 ・羅臼町商工会 ・大地みらい信用金庫 ・釧路信用組合

<相談窓口>

- ・羅臼町産業課に創業支援担当者1名を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。
- ・相談時間は、土日祝日・年末年始を除いた平日（月曜日～金曜日）の午前8時45分～午後5時30分とする。

<創業支援事業の周知>

- ・町広報誌、町ホームページに掲載し、創業支援事業の活用を呼び掛けるほか、各支援機関の窓口でチラシの配布により幅広い周知に努める。

<各支援機関との連携>

- ・創業者への適切な支援の提供
個々の創業者が抱える課題に応じて、羅臼町商工会及び各機関が持つ支援制度（窓口相談、専門家派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等）の利用案内を行う。
- ・効果的な事業運営について
より多くの創業支援対象者が支援事業を活用できるよう、羅臼町商工会及び各支援機関と連携した創業者向け支援事業（セミナー開催等）を行う。
- ・大地みらい信用金庫、釧路信用組合及び羅臼町商工会と連携し、支援内容等の情報交換を図るため適宜金融懇談会を開催する。

- ・相談窓口の担当者は、各創業支援機関による支援内容を把握し、効果的で適切な支援ができるようメール等により各支援機関との連携を密にする。また、適宜に連絡会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点等について情報の共有を行う。

<個人情報の管理>

- ・創業支援対象者の情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、羅臼町が一元管理を行い、名簿や集計表等を作成・保管するとともに、創業支援機関との共有を図る。

計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

変更箇所については平成28年6月1日～平成33年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書の発行については、第8回認定日以降の申請が対象となる。

市町村以外が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(名称)	羅臼町商工会
(所在地)	〒086-1832 北海道目梨郡羅臼町船見町 46 番地 1
(代表者)	会長 小川雅勝
(連絡先)	TEL 0153-87-2300 FAX 0153-87-2579 担当者 経営指導員 越湖裕昭
創業支援事業の目標	
羅臼町商工会は、創業者に対する相談窓口及び訪問による臨時相談を実施している。 羅臼町商工会において把握している平成26年度新規創業相談件数は2件であり、うち創業件数は1件であったため、本事業により50%増の相談件数3件、創業件数2件を目標とする。	
(目標)	・創業相談件数3件 ・創業件数2件
創業支援事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援事業の内容 ①相談窓口の拡充 「ビジネスプランの作成」、「資金調達」、「販路拡大」、「IT」、「税務」、「労務」、「開業に伴う諸手続き」など、創業希望者が創業期において抱える課題を相談できる場として従来からある相談窓口を拡充する。創業希望者からの相談内容に応じて、次のような経営、財務、人材育成、販路開拓や支援制度等などに関するアドバイスを行い、必要に応じて専門家によるマッチングを図る。 また、当該相談窓口を利用することで、当会職員及び中小企業診断士に無料で相談できる体制を整え、個々の状況に応じた創業支援を受けることを可能とする。 ・創業計画書の作成のアドバイス ・資金調達の方法のアドバイス ・雇用に関する法令等の解説や人材育成のアドバイス ・マーケティング手法や販売戦略のアドバイス ・補助金や助成金等の公的施策の情報提供や申請書作成のアドバイス こうした内容の指導・支援を4回以上、1か月以上継続することにより、経営、財務、人材、育成、販路開拓の内容を習得するものを「特定創業支援事業」を終了した者とする。	
②訪問による随時相談を実施する。 創業に至るまで、また創業後に店舗診断等、実際に現場でのアドバイスが必要となる場合が想定されるため、当会職員及び中小企業診断士等の専門家が店舗など現場を訪問して現状を把握することで、より相談者に寄り添った支援・アドバイスを行う。	

また、創業5年未満の創業者に対しても同様の支援を行う。

(2) 創業支援事業の実施方法

① 羅臼町商工会において、週5日間相談窓口を設置する。

中小企業診断士、当会職員（経営指導員）による相談窓口を設置する。

② 訪問による随時相談を実施する。

中小企業診断士等専門家と当会職員が共に現地を訪問し、相談に対応する。

③ 専門家による支援

高度な相談内容については、専門家派遣事業の制度を積極的に活用し、課題解決を図る。

当会職員が窓口相談、随時相談に同席し、創業前後に必要な支援のマネジメント及びきめ細やかなハンズオン支援を行うことで創業者の輩出のみならず、創業者の事業継続率の向上を図ることができる。

特定創業支援事業を受けた者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日時等を記載した名簿及び報告書を作成し、保管する。また、その者から証明書の交付の希望を受けた場合は、その報告書を当町に提出する。

各創業支援機関が行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、羅臼町が一元管理し、名簿や集計表の作成を行い、「創業支援カルテ」を作成、創業支援機関との共有を図る。

【羅臼町及び各支援機関との連携】

・ 創業者への適切な支援の提供

個々の創業者が抱える課題に応じて、羅臼町及び各機関が持つ支援制度（窓口相談、専門家派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等）の利用案内を行う。

・ 効果的な事業運営について

より多くの創業支援者が事業を活用するよう、羅臼町及び各支援機関とセミナーの共同開催を行うなど、連携した創業者向け支援事業を行う。

計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

変更箇所については平成28年6月1日～平成33年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書の発行については、第8回認定日以降の申請が対象となる。